

環境保護に関する南極条約議定書

前文

この南極条約議定書の締約国（以下「締約国」という。）は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進する必要性を確信し、南極地域が専ら平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことを確保するため南極条約体制を強化する必要性を確信し、南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協議国の特別の責任に留意し、南極地域が特別保存地域として指定されたこと並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、更に、南極地域が地球的及び地域的規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特の機会を提供することを確認し、南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を発展させることが人類全体の利益であることを確信し、このため、南極条約を補足することを希望して、次のとおり規定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

- (a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十二月一日にワシントンで作成された南極条約をいう。
- (b) 「南極条約地域」とは、南極条約第六条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。
- (c) 「南極条約協議国会議」とは、南極条約第九条に定める会合をいう。
- (d) 「南極条約協議国」とは、南極条約第九条に定める会合に参加する代表者を任命する権利を有する権利を同条約の締約国をいう。
- (e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づく有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。
- (f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録によって設置される仲裁裁判所をいう。
- (g) 「委員会」とは、第十一条の規定によって設置される環境保護委員会をいう。

第二条 目的及び指定

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。

第三条 環境に関する原則

- 1 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値（原生地域としての価値、芸術上の価値及び科学的調査（特に、地球環境の理解のために不可欠な調査）を実施するための地域としての価値を含む。）の保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。
- 2 このため、
 - (a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対

する悪影響を限定するように計画し及び実施する。

(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。

- (i) 気候又は天候に対する悪影響
- (ii) 大気の質又は水質に対する著しい悪影響
- (iii) 大気、陸上（陸水を含む。）氷河又は海洋における環境の著しい変化
- (iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化
- (v) 絶滅のおそれがあり若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。
- (vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

(c) 南極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施する地域としての価値に対して当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知った上での判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

- (i) 活動の範囲（地域、期間及び程度を含む。）
- (ii) 活動の累積的な影響（当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるものの双方）
- (iii) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。
- (iv) 環境上問題が生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。
- (v) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無
- (vi) 事故（特に、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの）に対し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

(d) 実施中の活動の影響についての評価（予測された影響の検証を含む。）を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかった影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。

3 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調査（地球環境理解のために不可欠な調査を含む。）を実施する地域としての価値を保護するように計画し及び実施する。

4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）については、

(a) この条に定める原則に適合する方法で行う。

- (b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

第四条 南極条約体制における他の構成要素との関係

- 1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。
- 2 この議定書のいかなる規定も、締約国が南極条約体制における他の有効な国際文書に基づき有する権利を害し及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第五条 南極条約体制における他の構成要素との整合性

締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を確保するため並びに南極条約体制における他の有効な国際文書の目的及び原則の達成に影響を及ぼすことを回避し又はこれらの国際文書の実施とこの議定書の実施との間の抵触を回避するため、これらの国際文書の締約国及びこれらの国際文書に基づいて設置された機関と協議し及び協力する。

第六条 協力

- 1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
 - (a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護に関し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促進すること。
 - (b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。
 - (c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
 - (d) 場所のいかなるを問わず過度の集中によって生ずる累積的な影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。
 - (e) 適当な場合には、合同で探検を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用する。
 - (f) 南極条約協議国会議が合意する措置をとること。
- 2 各締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため、他の締約国が南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり当該地の締約国にとって有用な情報を可能な範囲で提供することを約束する。
- 3 締約国は、南極条約地域における活動が同地域に近接する地域の環境に悪影響を及ぼさないことを確保するため、当該近接する地域において管轄権を行使する締約国と協力する。

第七条 鉱物資源に関する活動の禁止

鉱物資源に関するいかなる活動も、科学的調査を除くほか、禁止する。

第八条 環境影響評価

- 1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であって附属書 I に規定するものに従うものとする。
 - (a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響
 - (b) 軽微な又は一時的な影響
 - (c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響
- 2 各締約国は、附属書 I に規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画

に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）に関する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。

- 3 附属書 I に規定する評価の手続は、活動のいかなる変更（既存の活動の拡大若しくは縮小、活動の追加、施設の廃棄又はその他の理由のいずれかによって生ずるかを問わない。）についても適用する。
- 4 二以上の締約国が共同で活動を計画する場合には、関係締約国は、附属書 I に規定する環境影響評価の手続の実施を調整する一の締約国を指定する。

第九条 附属書

- 1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。
- 2 附属書 I から附属書 VI までの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第九条の規定に従って採択され、効力を生ずる。
- 3 附属書改正及び修正は、南極条約第九条の規定に従って採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。
- 4 2 及び 3 の規定に従って効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。
- 5 附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第十条 南極条約協議国会議

- 1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことを行う。
 - (a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての一般的な政策を定めること。
 - (b) この議定書の実施のため、南極条約第九条の規定に基づく措置をとること。
- 2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1 に規定する任務を遂行するに当たり、委員会の助言及び勧告並びに南極研究科学委員会の助言を十分に参考とする。

第十一条 環境保護委員会

- 1 この議定書により環境保護委員会を設置する。
- 2 各締約国は、委員会の構成国となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は専門家及び顧問を伴うことができる。
- 3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
- 4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、

南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献することができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。

5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協議国会議に提出する。当該報告者は、委員会の会合で審議されたすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を反映するものとする。当該報告書は、その会合に出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものとする。

6 委員会は、南極条約協議国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を採択する。

第十二条 委員会の任務

1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協議国会議における審議のため締約国に対し助言を与え及び勧告を行うこと並びに同会議によって委員会に委任されるその他の任務を遂行することとする。特に、委員会は、次の事項に関して助言を与える。

(a) この議定書に従ってとられる措置の効果

(b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化し又は改善する必要性

(c) 適当な場合には、追加的な措置（附属書の追加を含む。）の必要性

(d) 第八条及び附属書 I に規定する環境影響評価の手続の適用及び実施

(e) 南極条約地域における活動の環境に対する影響を最小にし又は緩和する方法

(f) 緊急措置を必要とする事態についての手続（環境上の緊急事態における対応措置を含む。）

(g) 南極保護地区制度の運用及び改善

(h) 査察の手続（査察の報告書の様式及び査察の実施のための点検項目の一覧表を含む。）

(i) 環境保護に関する情報の収集、蓄積、交換及び評価

(j) 南極の環境の状態

(k) この議定書の実施に関連する科学的調査（環境の監視を含む。）の必要性

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、適当な場合には、南極研究科学委員会、南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関と協議する。

第十三条 この議定書の遵守

1 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置（法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。）をとる。

2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わないようにするため、国際連合憲章に従った適当な努力をする。

3 各締約国は、1 及び 2 の規定に従ってとる措置を他のすべての締約国に通報する。

4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動につき他のすべての締約国の注意を喚起する。

5 南極条約協議国会議は、この議定書の締約国でない国に対し、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であってこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

第十四条 査察

- 1 南極条約協議国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。
- 2 監視員は、次の者とする。
 - (a) いずれの南極条約協議国によって指名される当該南極条約協議国の国民である監視員
 - (b) 南極条約協議国会議の定める手続に従い査察を行うため同会議で指名される監視員
- 3 締結国は、査察を行う監視員と十分に協力するものとし、査察の間、南極条約第七条3の規定に基づく査察ために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分並びにこの議定書により要請されるすべての保管されたこれらに関する記録について監視員によるアクセスが認められることを確保する。
- 4 査察の報告書については、自国の基地、施設、備品、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となっている締約国に送付する。当該締約国が意見を述べる機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、その後、当該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。

第十五条 緊急時における対応措置

- 1 南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため、各締約国は、次のことに同意する。
 - (a) 南極条約地域における科学的調査の計画、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）の実施から生ずる緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること。
 - (b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。
- 2 このため、締約国は、
 - (a) 1 (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。
 - (b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。
- 3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第十六条 責任

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条2の規定に従って採択される一又は二以上の附属書に含める。

第十七条 締約国による年次報告

- 1 各締約国は、この議定書の実施のためにとった措置を毎年報告する。その報告書には、第十三条3の規定に従って行われる通報、第十五条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従って必要とされる他のすべての通告及び通報であって情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

- 2 1の規定に従って作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極集約協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第十八条 紛争解決

この議定書の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに紛争当事国で協議する。

第十九条 紛争解決手続の選択

- 1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、第七条、第八条及び第十五条の規定、附属書の規定（附属書に別段の定めがある場合を除く。）並びにこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に関し、次の手段の一方又は双方を選択することができる。

(a) 国際司法裁判所

(b) 仲裁裁判所

- 2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。
- 3 1の規定による宣言を行わなかった締約国又は当該宣言が有効でなくなった締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。
- 4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続にのみ付することができる。
- 5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができる。
- 6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託政府に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。
- 7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の終了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。
- 8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二十条 紛争解決手続

- 1 第七条、第八条若しくは第十五条の規定、附属書の規定（附属書に別段の定めがある場合を除く。）又はこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の当事国が第十八条の規定に従って協議を要請した後十二箇月以内に紛争解決のための手段について合意しない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、前条の4及び5の規定により決定される紛争解決手続に従って解決を図る。
- 2 仲裁裁判所は、南極条約第四条の規定の範囲内にある問題について決定する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために

設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいずれの問題についても決定する権限を与えるものと解してはならない。

第二十一条 署名

この議定書は、千九百九十一年十月四日にマドリッドにおいて、その後は、千九百九十二年十月三日までワシントンにおいて、南極条約の締約国による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 2 この議定書は、千九百九十二年十月三日後は、南極条約の締約国による加入のために開放しておく。
- 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入していない限り、当該南極条約の締約国が同条約第九条2の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利に関して行う通告について、措置をとってはならない。

第二十三条 効力発生

- 1 この議定書は、その効力発生の日後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十四条 留保

この議定書に対する留保は、認められない。

第二十五条 修正又は改正

- 1 第九条の規定の適用を妨げることなく、この議定書は、南極条約第十二条1の（a）及び（b）に規定する手続に従い、いつでも修正し又は改正することができる。
- 2 この議定書の効力発生の日から五十年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府あての通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。
- 3 2の規定によって招請される検討のための会議において提案された修正又は改正については、この議定書の締約国の過半数（この議定書の採択の時に南極条約協議国である国の四分の三を含む。）による議決で採択する。
- 4 3の規定に従って採択された修正又は改正は、南極条約協議国の四分の三による批准、受諾、承認又は加入（この議定書の採択の時に南極条約協議国であるすべての国による批准、受諾、承認又は加入を含む。）の時に効力を生じる。
- 5 （a）第七条の規定に関し、同条に規定する南極地域における鉱物資源に関する活動の禁止は、当該活動についての拘束力のある法制度（特定の活動が認められるか否か及び、認められる場合には、どのような条件の下で認められるかを決定するための合意された手段を含む。）が効力を生じない限り、継続する。この法制度は、南極条約第四条に規定するすべての国の利益を保護するものとし、同条に定める原則の適用を受ける。第七条の規定の修正又は改定が2に規定する検討のための会議において提案された場合には、当該修正又は改正に

は、当該活動についての拘束力のある法制度を含める。

(b) (a) の修正又は改正がその採択の日から三年以内に効力を生じなかった場合には、いずれの締約国も、その後いつでも、この議定書から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。脱退は、寄託政府がその通告を受領した後二年で効力を生ずる。

第二十六条 寄託政府による通報

寄託政府は、南極条約のすべての締約国に対し次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この議定書の効力発生の日及び追加される附属書の効力発生の日
- (c) この議定書の改正又は修正の効力発生の日
- (d) 第十九条の規定に基づく宣言及び通告の寄託
- (e) 前条5 (b) の規定に基づき受領した通告

第二十七条 正文及び国際連合への登録

- 1 この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この議定書の認証謄本を南極条約のすべての締約国に送付する。
- 2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

<付録 仲裁>

第一条

- 1 仲裁裁判所は、この議定書（この付録を含む。）に従い組織され及び任務を遂行する。
- 2 この付録において「事務総長」とは、常設仲裁裁判所事務総長をいう。

第二条

- 1 各締約国は、三人を限度とする仲裁人を指名することができるものとし、少なくとも一人は、当該締約国についてこの議定書が効力を生じた時から三箇月以内に指名される。これらの仲裁人は、南極問題についての経験及び国際法に関する十分な知識を有しており並びに公平であり、有能であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている者とする。指名された者の氏名は、仲裁人名簿に記載される。各締約国は、当該名簿に少なくとも一人の仲裁人の氏名が常に記載されていることを確保する。
- 2 締約国によって指名される仲裁人は、3の規定に従うことを条件として、1に規定する名簿に五年間記載されるものとし、更に五年の期間について当該締約国によって再指名されることができる。
- 3 仲裁人を指名した締約国は、1に規定する名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回することができる。仲裁人が死亡した場合又は締約国が何らかの理由で当該名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回する場合には、当該仲裁人を指名した締約国は、直ちに事務総長に通告する。指名を撤回された仲裁人は、自己がその仲裁人として任命されている仲裁裁判所において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。
- 4 事務総長は、この条の規定に従って指名された仲裁人について最新の名簿を保管するようにする。

第三条

- 1 仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成する。
 - (a) 手続を開始する紛争当事国は、前条に規定する名簿から一人の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該紛争当事国の国民とすることができる。その任命については、次条に規定する通告に含める。
 - (b) 他の紛争当事国は、次条の通告を受領した時から四十日以内に、前条に規定する名簿から第二の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該他の紛争当事国の国民とすることができる。
 - (c) 紛争当事国は、第二の仲裁人の任命の時から六十日以内に、前条に規定する名簿から第三の仲裁人を合意によって任命する。第三の仲裁人は、いずれの紛争当事国の国民でもあってはならず、紛争当事国により当該名簿に記載される者として指名された者であってはならず、かつ、最初の二人の仲裁人の有している国籍のいずれをも有してはならない。第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。
 - (d) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかった場合には、当該第二又は第三の仲裁人については、いずれかの紛争当事国の要請により、かつ、当該要請を国際司法裁判所長が受領した時から三十日以内に (b) 及び (c) に規定する条件に従い、前条に規定する名簿から、同所長が任命する。同所長は、この (d) に定める職務を遂行するに当たり、紛争当事国と協議する。
 - (e) 国際司法裁判所長が (d) の規定によって与えられた職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務については、国際司法裁判所次長が遂行する。ただし、同次長が当該職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務は、その遂行が可能であり、かつ、紛争当事国の国籍を有しない国際司法裁判所の裁判官のうち同次長に次ぐ席次の者が遂行する。
- 2 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によって補充する。
- 3 二を超える紛争当事国が関係する紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、
 - 1 (b) に規定する期間内に合意によって一人の仲裁人を任命する。

第四条

仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国及び事務総長に対し、書面により当該仲裁手続の開始について通告する。その通告には、請求及びその根拠も記載する。当該通告は、事務総長がすべての締約国に送付する。

第五条

- 1 仲裁は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、ハーグにおいて行い、仲裁裁判所の記録は、ハーグで保存される。仲裁裁判所は、その手続規則を採択する。当該手続規則については、陳述し及び自己の立場を表明する十分な機会を紛争当事国に確保し、並びに仲裁手続が迅速に行われることを確保する。
- 2 仲裁裁判所は、紛争から生ずる反対請求を審理し及び決定することができる。

第六条

- 1 仲裁裁判所は、議定書に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、次のことを行うこ

とができる。

(a) いずれかの紛争当事国の要請により、紛争当事国のそれぞれの権利を保全するために必要と認める暫定措置を示すこと。

(b) 南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めること。

2 紛争当事国は、第十条の規定に基づく仲裁判断が行われるまでの間、1 (b) の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従うものとする。

3 議定書第二十条に規定する期間においても、紛争当事国は、いつでも、第四条の規定に従って行われる他の紛争当事国及び事務総長に対する通告により、この条の規定に基づく緊急の暫定措置を示し又は定めるために特に緊急に仲裁裁判所が組織されるよう要請することができる。この場合において、仲裁裁判所は、第三条1の(b)から(d)までに規定する期間をそれぞれ十四日に短縮した上、同条の規定に従い、可能な限り速やかに組織されるものとする。仲裁裁判所は、その裁判長の任命の後二箇月以内に 緊急の暫定措置に対する要請について決定する。

4 3の規定に基づく緊急の暫定措置の要請に応じて仲裁裁判所が決定を行った後、紛争の解決については、議定書第十八条から第二十条までの規定に従って行う。

第七条

いずれの締約国も、仲裁裁判所の仲裁判断によって実質的に影響を受け得る法的な利害関係(一般的であるか個別的であるかを問わない。)を有すると信ずる場合には、仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、仲裁手続に参加することができる。

第八条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、特に、自国の法令に従い及びすべての可能な手段を利用して、すべての関連のある文書及び情報を提供し、並びに仲裁裁判所が、必要に応じ、証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにする。

第九条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。

第十条

1 仲裁裁判所は、自己に付託される紛争につき、議定書並びに議定書に反しない適用可能な国際法の他の規則及び原則に基づいて仲裁判断を行う。

2 仲裁裁判所は、紛争当事国が合意する場合には、付託された紛争につき衡平及び善に基づいて決定を行うことができる。

第十一条

1 仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すること並びに請求又は反対請求が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

2 仲裁判断には、その理由を付する。仲裁判断は、事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。

- 3 仲裁判断は、最終的なものとし、紛争当事国及び仲裁手続に参加するいかなる国も拘束する。これらの国は、その仲裁判断に速やかに従うものとする。仲裁裁判所は、一の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいずれかの国の要請により、仲裁判断について解釈を行う。
- 4 仲裁判断は、その特定の事件に関してのみ拘束力を有する。
- 5 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む。)については、紛争当事国が均等に負担する。

第十二条

仲裁裁判所のすべての決定（第五条、第六条及び前条に規定する決定を含む。）は、仲裁人の多数決により行われるものとし、仲裁人は、投票に際し棄権することができない。

第十三条

- 1 この付録は、南極条約第九条 1 の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1 の規定に従って効力を生じたこの付録の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書 I 環境影響評価

第一条 予備段階

- 1 議定書第八条に規定する計画された活動については、その開始の前に、当該活動が環境に及ぼす影響を適当な国内手続に従って検討する。
- 2 活動の影響が軽微な又は一時的な影響を下回ると判断される場合には、当該活動を直ちに実施することができる。

第二条 初期の環境評価書

- 1 活動の影響が軽微な若しくは一時的な影響を下回ると判断されている場合又は次条の規定に従い包括的な環境評価書が作成されている場合を除くほか、初期の環境評価書を作成する。当該環境評価書は、計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回る影響であるか否かを評価するため、十分に詳細なものとし、次の事項を含める。
 - (a) 計画された活動の記述（目的、場所、期間及び程度を含む。）
 - (b) 計画された活動の代替案の検討及び当該活動が及ぼすおそれのあるすべての影響の検討（既存の活動及び既知の計画されている活動を考慮した上での累積的な影響の検討を含む。）
- 2 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響にすぎないことを初期の環境評価書が示す場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための適当な手続（監視を含む。）を実施することを条件として、当該活動を実施することができる。

第三条 包括的な環境評価書

- 1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれがあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境

評価書を作成する。

2 包括的な環境評価書には、次の事項を含める。

- (a) 計画された活動の記述（目的、場所、期間及び程度を含む。）及び当該活動を実施しないことを含む可能な代替案の記述（当該代替案の影響を含む。）
- (b) 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測
- (c) 計画された活動の影響を予測するために用いられた方法及び資料の記述
- (d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価
- (e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は二次的な影響の検討
- (f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上での計画された活動の累積的な影響の検討
- (g) 計画された活動の影響を最小にし又は緩和し及び予見することができない影響を探知するためにとることができる措置、当該活動のすべての悪影響についての早期の警告を行うための措置並びに迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。
- (h) 計画された活動が及ぼす影響であって避けることのできないものの特定
- (i) 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討
- (j) この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠如及び不確実性の特定
- (k) この2の規定により提供される情報の平易な要約
- (l) 包括的な環境評価書を作成した者又は機関の氏名又は名称及び住所並びに当該環境評価書についての意見の提出先

3 包括的な環境評価書の案については、一般に利用可能なものとし、すべての締約国に対し、その意見を得るため送付する。これらの締約国も、その案を一般に利用可能なものとする。締約国からの意見を受領する期間は、九十日とする。

4 包括的な環境評価書の案は、締約国に送付すると同時に かつ、次の南極条約協議国会議の百二十日前までに、適宜検討を行うため委員会に送付する。

5 委員会の助言に基づき南極条約協議国会議が包括的な環境評価書の案について検討を行うまでは、南極条約地域における計画された活動を実施するための最終的な決定は、行うことができない。ただし、計画された活動を実施するための決定は、包括的な環境評価書の案を送付した日から十五箇月よりも長い期間、この5の規定の実施のために遅れることがあってはならない。

6 最終的な包括的な環境評価書は、包括的な環境評価書の案に関して受領された意見についても取り扱い、及びこれを含め又は要約する。最終的な包括的な環境評価書、これに関連する決定についての通知及び計画された活動がもたらす利益との関連における予測される影響についての評価は、すべての締約国に対し、南極条約地域における活動計画を開始する六十日前までに送付する。これらの締約国は、これを一般に利用可能なものとする。

第四条 包括的な環境評価書に基づく決定

前条の規定の適用を受ける計画された活動の実施が適当であるか否かの決定及び、当該活動の実施が適当と決定される場合には、原案に修正を加えるか否かの決定については、包括的な環境評価書及び他の関連する検討に基づいて行う。

第五条 監視

- 1 包括的な環境評価の完了の後に活動が実施される場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための手続（主要な環境上の指標の適当な監視を含む。）がとられるものとする。
- 2 1 及び第二条 2 に規定する手続は、活動の影響について検証可能な定期的な記録を特に次のことのために得ることを目的とする。
 - (a) 影響が議定書の規定にどの程度適合するかを評価することを可能にすること。
 - (b) 影響を最小にし又は緩和するために有用な情報及び適当な場合には活動の停止、取りやめ又は修正の必要性に関する情報を提供すること。

第六条 情報の送付

- 1 次の情報については、締約国及び委員会に送付し並びに一般に利用可能なものとする。
 - (a) 第一条に規定する手続の記述
 - (b) 第二条の規定に従って行われた初期の環境評価書及びこれに基づいて行われた決定についての各年ごとの表
 - (c) 第二条 2 及び前条の規定に従って実施された手続から得られる重要な情報及びこれに基づいてとられた措置
 - (d) 第三条 6 に規定する情報
- 2 第二条の規定に従って行われた初期の環境評価書については、要請により、利用することができるようにする。

第七条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態であって、この附属書に規定する手続を完了することなしに活動を実施することが必要であるものについては、適用しない。
- 2 緊急事態において実施された活動であって、緊急事態でなかったならば包括的な環境評価書を作成すべきであったものについては、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報するものとし、当該活動の十分な説明は、その実施の後、九十日以内に行う。

第八条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第九条 1 の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1 の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書Ⅱ 南極の動物相及び植物相の保存

第一条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「在来哺乳類」とは、哺乳綱に属する種の個体であって、南極条約地域に原産のもの又は自然の移動によって季節的に同地域に生息するものをいう。
- (b) 「在来鳥類」とは、鳥綱に属する種の個体（生活史のいずれの段階（卵の段階を含む。）にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のもの又は自然の移動によって季節的に同地域に生息するものをいう。
- (c) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上又は淡水で生育する植物（生活史のいずれの段階（種子及び胎芽の段階を含む。）にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のものをいう。
- (d) 「在来無脊椎動物」とは、陸上又は淡水に生息する無脊椎動物（生活史のいずれの段階にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のものをいう。
- (e) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附属書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。
- (f) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。
- (g) 「採捕」とは、在来哺乳類若しくは在来鳥類についてはこれを殺し、傷つけ、捕獲し若しくは苦しめること若しくはこれに触れること又は在来植物についてはその局地的分布若しくは豊度に著しく影響を及ぼすこととなる程度の量を除去し若しくは損傷することをいう。
- (h) 「有害な干渉」とは、次のことをいう。
 - (i) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法でヘリコプターその他の航空機を飛行させ又は着陸させること。
 - (ii) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法で車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）を用いること。
 - (iii) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法で爆発物又は火器を用いること。
 - (iv) 繁殖中若しくは換羽中の鳥類又は鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れについてその生息を人の歩行によって故意に乱すこと。
 - (v) 航空機の着陸、車両の運転又は歩行その他の方法で陸上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。
 - (vi) 在来哺乳類、在来鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の種又は個体群の生息地に対し著しく有害な変化をもたらす活動
- (i) 「国際捕鯨取締条約」とは、千九百四十六年十二月二日にワシントンで作成された条約をいう。

第二条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。
- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第三条 在来の動物相及び植物相の保護

- 1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。
- 2 1の許可証については、許可された活動（その時期、場所及び実施者を含む。）を明示するものとし、次のことを目的とする場合においてのみ発給する。
 - （a）科学的研究又は科学的情報のために標本を提供すること。
 - （b）博物館、植物標本館、動物園、植物園その他の教育的又は文化的な施設又は用途のために標本を提供すること。
 - （c）科学的活動であつて（a）若しくは（b）の規定によっては許可の対象とならないものを実施するに際し、避けることのできない影響に対し措置をとること又は科学的な支援施設の建設及び運営に際し、避けることのできない影響に対し措置をとること。
- 3 次のことを確保するため、1及び2の許可証の発給を制限する。
 - （a）2に規定する目的のために真に必要な数以上に在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物を採捕しないこと。
 - （b）殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を少数のみとすること及び、いかなる場合にも、地域的な個体群において殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を他に許可された採捕の数を勘案して次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上とはしないこと。
 - （c）種の多様性、種の存続に不可欠な生息地及び南極条約地域内に存在する生態系の均衡を維持すること。
- 4 この附属書の付録Aに掲げる在来哺乳類、在来鳥類及び在来植物の種は、「特別保護種」として指定され、締約国によって特別の保護を与えられる。
- 5 特別保護種を採捕するための許可証については、次の条件が満たされない限り、発給してはならない。
 - （a）採捕がやむを得ない科学的目的のためであること。
 - （b）採捕が種又は地域的な個体群の存続又は回復を妨げないこと。
 - （c）適当な場合には、採捕が殺すに至ることのない方法により行われること。
- 6 在来哺乳類及び在来鳥類のすべての採捕については、可能な限り、苦痛を最小限にするような方法で行う。

第四条 非在来種、寄生虫及び疾病の持込み

- 1 許可証による場合を除くほか 南極条約地域に在来でないいかなる動物又は植物の種も、同地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んで서는ならない。
- 2 犬については、陸地又は氷棚に持ち込んで서는ならないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、千九百九十四年四月一日までに除去しなければならない。
- 3 1の許可証については、この附属書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持込みを許可するために発給するものとし、種、数並びに適当な場合には年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在来の動物相及び植物相との接触を防ぐためにとるべき予防措置を明記する。
- 4 1及び3の規定により許可証が発給されている植物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の動物相若しくは植物

相に対する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このような義務を明記する。同地域に持ち込まれた同地域に在来でない他の植物又は動物（これらの子孫を含む。）については、これらの植物又は動物が在来の植物相又は動物相に対しいかなる危険も及ぼさないと判断されない限り、除去し、又は生殖不能にするため焼却による処分若しくはこれと同様に効果的な方法による処分を行う。

5 この条のいかなる規定も、食物の南極条約地域への持込みについては、適用しない。ただし、いかなる生きている動物も、食用のため同地域に持ち込んでではなく、すべての植物並びに動物の部分及び製品は、慎重に管理された状態に保ち、並びに附属書Ⅲ及びこの附属書の付録Cに従って処分する。

6 各締約国は、在来の動物相及び植物相に存在しない微生物（例えば、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類）の持込みを防止するために予防措置（この附属書の付録Cに定める措置を含む。）がとられることを義務付ける。

第五条 情報

各締約国は、南極条約地域に滞在し又は同地域に入る意図を有するすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これらの者が利用することができるようにする。

第六条 情報の交換

1 締約国は、次の事項のための措置をとる。

- (a) 在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物のそれぞれの種について南極条約地域において毎年採捕される数又は量に関する記録（許可証の記録を含む。）及び統計の収集及び交換
- (b) 南極条約地域における在来哺乳類、在来鳥類、在来植物及び在来無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換
- (c) 2の規定により締約国が提供する（a）及び（b）に規定する情報についての共通の書式の作成

2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間に1の規定によってとった措置並びにこの附属書に基づき発給した許可証の数及び性質を通報する。

第七条 南極条約体制の範囲外の他の合意との関係

この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第八条 検討

締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

第九条 改正又は修正

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対しこの期間の延長

を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

付録A 特別保護種

みなみおっとせい属（アルクトケファルス属）に属するすべての種（※注）

ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）

※注…2006年6月に開催された第29回南極条約協議国会議において、「みなみおっとせい属（アルクトケファルス属）に属するすべての種」を削除する措置が採択された。当該措置は2007年6月23日に発効する予定。

付録B 動物及び植物の持込み

次に掲げる動物及び植物については、第四条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

- （a）栽培用の植物
- （b）実験用の動物及び植物（ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。）

付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置

- 1 家きん。いかなる生きている家きんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んではない。調理用に処理された家きんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前にニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病の検査を受ける。消費されない家きん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。
- 2 滅菌されていない土壌の持込みについては、実行可能な限り、避ける。

附属書Ⅲ 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

第一条 一般的義務

- 1 この附属書は、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）について適用する。
- 2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響並びに科学的調査及び南極条約に適合する南極地域の他の利用への影響を最小にするため、実行可能な限り、削減する。
- 3 南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、廃棄物の保管、処分及び南極条約地域からの除去、その再使用又は再生利用並びにその発生源の削減については、不可欠な検討事項とする。

- 4 南極条約地域から除去される廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物を発生させた活動が組織された国に持ち帰り、又は関連する国際協定に従い当該廃棄物の処分についての取決めが行われているその他の国に持ち込む。
- 5 陸上における過去又は現在の廃棄物の処分場及び南極における活動のために使われ、遺棄された作業場については、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が浄化する。この義務については、次の事項を義務付けるものと解してはならない。
 - (a) 史跡又は歴史的記念物として指定された建造物の除去
 - (b) いかなる実行可能な方法によっても建造物又は廃棄物を除去することが当該建造物又は廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合において、当該建造物又は廃棄物を除去すること。

第二条 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分

- 1 次に掲げる廃棄物については、この附属書が効力を生じた後に発生した場合には、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
 - (a) 放射性物質
 - (b) 電池
 - (c) 液体燃料及び固体燃料
 - (d) 有害な量の重金属を含む廃棄物又は急性毒性の若しくは有害な持続性の化合物を含む廃棄物
 - (e) ポリ塩化ビニル（PVC）、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ゴム及び焼却した場合には有害物質を排出するおそれのある添加物を含有する潤滑油、処理された木材その他の物質
 - (f) (e) に規定するものを除くすべてのプラスチック廃棄物（次条1の規定に従って焼却される場合には、低密度ポリエチレン容器（例えば、廃棄物保管用の袋）を除く。）
 - (g) 燃料貯蔵用ドラム缶
 - (h) その他の固形の不燃性廃棄物

ただし、(g) 及び (h) に規定するドラム缶及び固形の不燃性廃棄物を除去する義務は、いかなる実行可能な方法によっても当該廃棄物を除去することが当該廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合には、適用しない。

- 2 汚水、生活排水及び1に規定していない液体状の廃棄物については、実行可能な最大限度まで、これらの廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
- 3 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
 - (a) 持ち込まれた動物の死体
 - (b) 微生物及び植物病原体の実験用培養物
 - (c) 鳥類を用いた製品（持ち込まれたもの）

第三条 焼却による廃棄物の処分

- 1 2の規定に従う場合を除くほか、前条1に規定していない可燃性廃棄物であって南極条約地域から除去されないものについては、焼却炉（有害物質の排出を実行可能な最大限度まで削減できるもので焼却する。この場合において、特に委員会及び南極研究科学委員会が勧告す

る排出基準及び設備に関する指針を考慮する。焼却による固形の残滓については、南極条約地域から除去する。

- 2 廃棄物の焼却炉を用いないすべての焼却については、できる限り速やかに、千九百九十九年の南極の夏の終わりまでに段階的に廃止する。その廃止が完了するまでの間、焼却炉を用いない焼却により廃棄物を処理することが必要な場合には、ばいじんのたい積を制限し及び生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域、特に南極条約により保護されている地域においてばいじんが堆積することを避けるため、風向及び風速並びに焼却される廃棄物の種類を考慮する。

第四条 廃棄物の陸上におけるその他の処分

- 1 前二条の規定に従って除去し又は処分されない廃棄物については、露岩地域又は淡水の陸水において処分してはならない。
- 2 第二条の規定に従って南極条約地域から除去されない汚水、生活排水その他液体状の廃棄物については、実行可能な限り、海水、氷棚又は着底氷床の上で処分してはならない。ただし、氷棚又は着底氷床の上の内陸部に位置する基地から発生した当該廃棄物を深い氷の穴の中において処分することが唯一の実行可能な方法である場合には、そのような方法で処分することができる。露岩地域又は氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上にこのような穴を掘ってはならない。
- 3 野営地において発生した廃棄物については、実行可能な最大限度まで 当該廃棄物の発生者がこの附属書に従って処分するため、支援基地又は船舶に持ち帰る。

第五条 海洋における廃棄物の処分

- 1 汚水及び生活排水については、その影響を受ける海洋環境の同化能力を考慮して及び次のことを条件として、海洋に直接排出することができる。
 - (a) 実行可能な場合には、初期希釈及び急速な拡散のための条件が存在する場所で排出が行われること。
 - (b) 大量の汚水及び生活排水（南半球の夏の週間の平均の滞在者がおよそ三十人以上である基地において発生したもの）については、少なくともこれらに含まれる固形状の物をふやかす処理を行うこと。
- 2 回転円板処理装置による処理又はこれと類似の過程による処理によって生じた汚泥については、海洋へ処分することができる。ただし、その処分が行われる地域の環境に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、かつ、海洋におけるいずれの当該処分も、附属書Ⅳに従うものとする。

第六条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。

第七条 持込禁止品

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、滅菌されていない土壌、ポリスチレン・ビーズ、ポリスチレン・チップ若しくはこれと類似の包装材料又は駆除剤（科学上、医学上又は衛生上の目的のために必要とされるものを除く。）については、南極条約地域の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではならない。

第八条 廃棄物の管理計画の立案

- 1 南極条約地域において活動を実施する各締約国は、これらの活動に関して、廃棄物を記録するための基礎とするため並びに科学的活動及びこれに関連する後方支援活動の環境に対する影響を評価することを目的とした研究に資するため、廃棄物の処分の分類制度を作成する。このため、発生した廃棄物は、次のとおり分類される。
 - (a) 汚水及び生活排水（グループ1）
 - (b) その他の液体状の廃棄物並びに燃料及び潤滑油を含む液体状の化学物質（グループ2）
 - (c) 可燃性の固形物（グループ3）
 - (d) その他の固形廃棄物（グループ4）
 - (e) 放射性物質（グループ5）
- 2 各締約国は、廃棄物が南極の環境に及ぼす影響を更に削減するため、自国の廃棄物の管理計画（廃棄物の削減、保管及び処分を含む。）を作成し、毎年検討し及び状況に応じて改定する。この管理計画は、各固定地点、野営地一般及び各船舶（船舶に関する既存の管理計画を考慮するものとし、固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。）について、次の事項を明示する。
 - (a) 廃棄物の既存の処分場及び遺棄された作業場の浄化計画
 - (b) 廃棄物についての現行の及び計画されている管理措置（最終処分を含む。）
 - (c) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を分析するための現行の及び計画されている措置
 - (d) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を最小にするためのその他の活動
- 3 各締約国は、実行可能な限り、過去における活動の場所（例えば、調査旅行の経路、燃料貯蔵地及び野外拠点の場所、航空機の墜落地点）が将来の科学的計画（例えば、雪の化学的性質、地衣類中の汚染物質又は氷の柱状試料の掘削についてのもの）の立案に当たり考慮されるよう、その場所に関する情報が失われる以前に当該場所の目録を作成する。

第九条 廃棄物の管理計画の送付及び検討

- 1 前条の規定に従って作成された廃棄物の管理計画、その実施に関する報告書及び同条3に規定する目録については、南極条約の第三条及び第七条の規定並びに同条約第九条の規定に基づく関連する勧告に従い毎年の情報交換に含める。
- 2 各締約国は、委員会に対し、自国の廃棄物の管理計画の写し並びにその実施及び検討に関する報告書の写しを送付する。
- 3 委員会は、廃棄物の管理計画並びにその実施及び検討に関する報告書を検討することができるものとし、締約国に対し、当該締約国の検討のため、意見（影響を最小にするための提案並びに管理計画の修正及び改善についての提案を含む。）を提出することができる。
- 4 締約国は、特に 利用可能な廃棄物低減技術、既存の施設の再使用、流体状の排出物に関する特別の要件並びに適当な処分及び排出の方法に関し、情報を交換し及び助言を行うことができる。

第十条 管理の方法

各締約国は、

- (a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所

においては、当該管理計画についての責任は、それぞれの場所における適当な者に委任する。

(b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附属書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。

(c) ポリ塩化ビニル（PVC）製品の使用を抑制し、及びこの附属書に従ってポリ塩化ビニル（PVC）製品を事後に除去することができるようにするため南極条約地域に持ち込む可能性があるすべてのポリ塩化ビニル（PVC）製品につき自国の探検隊に周知させることを確保する。

第十一条 検討

この附属書については、廃棄物の処分の技術及び方法の改善を反映させることによって最新のものとするのを確保するため並びにこれにより南極の環境を最大限に保護することを確保するため、定期的に検討する。

第十二条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。
- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十三条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に 一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書IV 海洋汚染の防止

第一条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶からのすべての流出をいい、いかなる流失、処分、漏出、吸排又は放出も含む。
- (b) 「廃物」とは、船舶の通常の運航中に食事、生活及び運航に関連して生ずるあらゆる種類の廃棄物（生鮮魚及びその一部を除く。）をいう。ただし、第三条及び第四条に規定する物質を除く。
- (c) 「MARPOL七三／七八」とは、千九百七十八年の議定書及び他の改正で効力を有しているものによって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約をいう。

- (d) 「有害液体物質」とは、MARPOL七三／七八附属書Ⅱに定義する有害液体物質をいう。
- (e) 「油」とは、原油、重油、スラッジ廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油（第四条の規定の適用を受ける石油化学物質を除く。）をいう。
- (f) 「油性混合物」とは、油を含有する混合物をいう。
- (g) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクション船、潜水船、浮遊機器及び固定され又は浮いているプラットフォームを含む。

第二条 適用

この附属書は、各締約国に対し、当該締約国を旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶について、これらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第三条 油の排出

- 1 MARPOL七三／七八附属書Ⅰにより認められている場合を除くほか、油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。南極条約地域を運航している間、船舶は、スラッジその他の油性残留物及び汚れたバラスト、タンク洗浄水その他の油性混合物であって海洋に排出してはならないものを船内に保留する。船舶は、南極条約地域の外においてのみこれらの残留物を排出する。この場合において、その排出は、受入施設で又は同附属書により認められているその他の方法で行う。
- 2 この条の規定は、次の排出については、適用しない。
 - (a) 船舶又はその設備の損傷に起因する油又は油性混合物の海洋への排出。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていること。
 - (ii) 船舶所有者又は船長が損傷をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動することのなかったこと。
 - (b) 特定の汚染事件に対応することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出

第四条 有害液体物質の排出

すべての有害液体物質、その他のいずれかの化学薬品その他これらに類する物質については、海洋環境に有害な量を又は有害な濃度で海洋へ排出することを禁止する。

第五条 廃物の処分

- 1 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。
- 2 その他のすべての廃物（紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器、焼却灰、ダンネージ、ライニング及び包装材料を含む。）の海洋への投入による処分は、禁止する。
- 3 食物くずの海洋への投入による処分については、粉碎装置又は圧碎装置を使用し、かつ、MARPOL七三／七八附属書Ⅴにより認められている場合を除くほか、陸地及び氷棚からできる限り離れて行う（最も近い陸地又は氷棚からの距離が十二海里以上でなければならない

い。)ときに認めることができる。海洋への投入による処分を認める場合には、粉碎され又は圧碎された食物くずは、二十五ミリメートルの網目を有する網を通過することのできるものでなければならない。

4 この条に規定する物質が処分又は排出の要件を異にする他の物質と混在して排出又は処分される場合には、最も厳しい処分又は排出の要件を適用する。

5 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

(b) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防止するためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

6 締約国は、適当な場合には、廃物記録簿の使用を義務付ける。

第六条 汚水の排出

1 南極活動に著しい支障を来す場合を除くほか、

(a) 各締約国は、陸地又は氷棚から十二海里以内の海洋において未処理の汚水（「汚水」とは、MARPOL七三／七八附属書Ⅳに定義するものをいう。）を排出してはならない。

(b) 陸地又は氷棚から十二海里を超える距離の場所において、貯留タンク内の汚水は、一度に排出してはならないものとし、実行可能な場合には、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。

この1の規定は、最大搭載人員が十人を超えない船舶については、適用しない。

2 締約国は、適当な場合には、汚水記録簿の使用を義務付ける。

第七条 緊急事態

1 第三条から前条までの規定は、船舶及び乗船者の安全又は海上における人命の救助に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第八条 南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす影響

この附属書の実施に当たり、南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす有害な影響を回避する必要性につき、南極条約地域の外においても妥当な考慮を払う。

第九条 船舶の保留能力及び受入施設

1 各締約国は、自国を旗国とするすべての船舶及び締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な容量のタンクを備えること、廃物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な収容能力を有すること並びにこれらの油性残留物及び廃物を同地域を出た後に受入施設で排出するための取決めを締結することを確保することを約束する。これらの船舶は、更に、有害液体物質を船内に保留するための十分な収容能力を有するものとする。

2 各締約国は、自国の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自国

の港に到着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラストすべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並びに船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であって、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。

- 3 南極条約地域に隣接する他の締約国の港から同地域へ向けて出航し又は同地域から当該他の締約国の港に到着する船舶を運航する締約国は、港湾の受入施設の設置が当該他の締約国に不公平な負担を生じさせないことを確保するため、当該他の締約国と協議する。

第十条 船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備

各締約国は、南極活動に従事し又はこれを支援する船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備の備付けを行うに当たり、この附属書の目的を考慮する。

第十一条 主権免除

- 1 この附属書は、軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの附属書に即して行動することを確保する。
- 2 1の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。
- 3 各締約国は、他の締約国に対し、この条の規定の実施方法を通報する。
- 4 議定書第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続は、この条については、適用しない。

第十二条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

- 1 締約国は、南極条約地域における海洋汚染の緊急事態又はその脅威に対し一層効果的に対応するため、議定書第十五条の規定に従い、同地域における海洋汚染への対応に関する緊急時計画を作成する。この緊急時計画には、同地域を運航する船舶（固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。）、特に油を貨物として輸送する船舶に関する計画及び沿岸施設に起因する海洋環境への油の漏出に関する計画を含める。このため、締約国は、
 - (a) 当該緊急時計画の作成及び実施について協力する。
 - (b) 委員会及び国際海事機関その他の国際機関の助言を参考とする。
- 2 締約国は、更に、汚染に関する緊急事態について協力して対応するための手続を定めるものとし、当該手続に従い、適当な対応措置をとる。

第十三条 検討

締約国は、この附属書の目的を達成するため、この附属書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置（MARPOL七三／七八について採択される改正及び新たな規則を含む。）を絶えず検討する。

第十四条 MARPOL七三／七八との関係

MARPOL七三／七八の締約国である議定書の締約国に関しては、この附属書のいかなる規定も、MARPOL七三／七八に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL七三／七八に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

第十五条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第九条 1 の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1 の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書V 地区の保護及び管理

第一条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附属書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。
- (b) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。
- (c) 「管理計画」とは、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動を管理し及びこれらの地区の特別の価値を保護するための計画をいう。

第二条 目的

この附属書の適用上、いかなる地域（海域を含む。）も、南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。これらの地区における活動は、この附属書に基づいて採択された管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されるものとする。

第三条 南極特別保護地区

- 1 いかなる地域（海域を含む。）も、環境上、科学上、歴史上、芸術上若しくは原生地域としての顕著な価値若しくはこれらの価値の組合せ又は実施中若しくは計画中の科学的調査を保護するため、南極特別保護地区として指定することができる。
- 2 締約国は、環境上の及び地理的な観点から系統的な検討を行った上で、次のものを特定し、南極特別保護地区に含めるよう努める。
 - (a) 人間活動によって影響を受けた場所との将来の比較を可能にするような人為的干渉を受けていない地区
 - (b) 主要な陸上（氷河及び陸水含む。）生態系及び海洋生態系の代表的な例
 - (c) 種の重要な又は珍しい集合のある地区（在来鳥類又は在来哺乳類の主な集団繁殖地を含む。）
 - (d) 基準産地又はいずれかの種について唯一知られている生息地
 - (e) 実施中又は計画中の科学的調査に特に関係のある地区
 - (f) 地質学上、氷河学上又は地形学上の顕著な特性を有する場所の例
 - (g) 芸術上及び原生地域としての顕著な価値を有する地区
 - (h) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
 - (i) 1 に規定する価値を保護するために適当であるその他の地区

- 3 過去の南極条約協議国会議により特別保護地区及び特別科学的関心地区として指定された地区は、ここに南極特別保護地区として指定され、かつ、これに応じて名称及び番号が変更されるものとする。
- 4 南極特別保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第四条 南極特別管理地区

- 1 活動が行われているか又は将来行われる可能性のあるいかなる地域（海域を含む。）も、活動を計画し及び調整することを補助し、生ずることのある紛争を回避し、締約国間の協力を一層推進させ又は環境への影響を最小にするため、南極特別管理地区として指定することができる。
- 2 南極特別管理地区には、次のものを含めることができる。
 - (a) 活動が互いに干渉するおそれがあり又は累積的な環境への影響をもたらすおそれがある地区
 - (b) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
- 3 南極特別管理地区への立入りについては、許可証を必要としない。
- 4 南極特別管理地区が一又は二以上の南極特別保護地区を含む場合には、3の規定にかかわらず、当該保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第五条 管理計画

- 1 締約国、委員会、南極研究科学委員会又は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会は、管理計画案を南極条約協議国会議に提出することにより、いずれかの地域を南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定する提案を行うことができる。
- 2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値を保護するために十分な大きさを有するものとする。
- 3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。
 - (a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値についての記述
 - (b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明
 - (c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動
 - (d) 指定の期間
 - (e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述
 - (i) 当該地区の位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴
 - (ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路（海洋からの進入路及びびよう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む。）
 - (iii) 当該地区内及び当該地区の付近にある建造物（科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む。）の位置
 - (iv) 当該地区内若しくは当該地区の付近にあるこの附属書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区の位置又は当該地区内若しくは当該地区

の付近にある南極条約体制の他の構成要素の下でとられた措置に従って指定されたその他の保護地区の位置

- (f) (b) に規定する目的を達成するため、1 の指定を提案された地区内において活動が禁止され、制限され又は管理される区域の特定
- (g) 1 の指定を提案された地区の重要な特徴及びその周囲の特徴との関連において当該地区の境界を明らかに示す地図及び写真
- (h) 裏付けとなる文書
- (i) 南極特別保護地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関し適当な当局によって許可証が発給されるための条件についての明確な記述
 - (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
 - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動（時期及び場所に関する制限を含む。）
 - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
 - (iv) 野営地の位置
 - (v) 当該地区に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限
 - (vi) 在来植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
 - (vii) 許可証の所持者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
 - (viii) 廃棄物の処分
 - (ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置
 - (x) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
- (j) 南極特別管理地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関する行動規範
 - (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
 - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動（時期及び場所に関する制限を含む。）
 - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
 - (iv) 野営地の位置
 - (v) 在来植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
 - (vi) 立入りをを行う者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
 - (vii) 廃棄物の処分
 - (viii) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
- (k) 締約国が計画中の活動を実施する前に情報を交換すべき事態に関する規定

第六条 指定の手続

- 1 管理計画案については、委員会、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会に送付する。南極条約協議国会議に対する助言を行うに当たって委員会は、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会によって提出されたすべての意見を考慮に入れる。その後、南極条約協議国は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、管理計画を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、管理計画は、措置がとられる南極条約

協議国会議の終了の後九十日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

- 2 議定書の第四条及び第五条の規定を考慮し、いかなる海域も、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の事前の承認を得ることなく南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができない。
- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区の指定については、管理計画に別段の定めがない限り、無期限とする。管理計画については、少なくとも五年ごとに検討を行う。管理計画は、必要に応じて改定する。
- 4 管理計画は、1の規定に従って改正し又は廃止することができる。
- 5 寄託政府は、管理計画の承認の後、すべての締約国に対し当該管理計画を速やかに送付する。寄託政府は、その時点で承認されているすべての管理計画の記録を保管する。

第七条 許可証

- 1 各締約国は、南極特別保護地区に立ち入り、かつ、当該保護地区内で活動を行うための許可証を当該保護地区に関する管理計画に定める要件に従い発給する適当な当局を指定する。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものとし、当該保護地区の範囲及び場所、認められた活動、発給日、発給場所、発給した者又は機関並びに管理計画によって課される他の条件を明記する。
- 2 過去の南極条約協議国会議で指定された管理計画を有しない特別保護地区については、適当な当局は、その他の場所では達成することができず、かつ、当該保護地区の自然の生態系を害さないやむを得ない科学的目的のための活動について許可証を発給することができる。
- 3 各締約国は、許可証の所持者が南極特別保護地区にいる間、当該所持者が許可証の写しを携帯するよう義務付ける。

第八条 史跡及び歴史的記念物

- 1 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区に指定され又はこれらの地区内に所在するものについては史跡及び歴史的記念物として一覧表に掲げる。
- 2 各締約国は、歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定されず、かつ、これらの地区内に所在しないものを史跡又は歴史的記念物として一覧表に掲げるための提案を行うことができる。南極条約協議国は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、当該提案を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、当該提案は、措置がとられる同会議の終了の後九十日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 3 過去の南極条約協議国会議で一覧表に掲げられた現存する史跡及び歴史的記念物については、この条に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に含める。
- 4 一覧表に掲げられる史跡及び歴史的記念物については、損傷し、除去し又は破壊してはならない。

- 5 史跡及び歴史的記念物の一覧表については、2の規定に従って改正することができる。寄託政府は、最新の史跡及び歴史的記念物の一覧表を保管する。

第九条 情報及び公表

- 1 各締約国は、南極地域に立ち入り又は立ち入ろうとするすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、特に次の事項に関する情報を利用することができるようにする。
 - (a) 南極特別保護地区及び南極特別管理地区の位置
 - (b) (a) の一覧表及び地図
 - (c) (a) の地区の管理計画（それぞれの地区において禁止されている事項の一覧表を含む。）
 - (d) 史跡及び歴史的記念物の位置並びに関連する禁止又は制限
- 2 各締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の位置及び可能な場合にはこれらの境界が、地形図へ海図及び他の適当な出版物に表示されることを確保する。
- 3 締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の境界が、適当な場合には、適切に現場に標示されることを確保するために協力する。

第十条 情報の交換

- 1 締約国は、次の事項のための措置をとる。
 - (a) 記録（許可証の記録、南極特別保護地区への立入り（査察のための立入りを含む。）の報告書及び南極特別管理地区への査察のための立入りの報告書を含む。）の収集及び交換
 - (b) あらゆる南極特別管理地区、南極特別保護地区又は史跡若しくは歴史的記念物の著しい変化又は損傷に関する情報の入手及び交換
 - (c) 2の規定により締約国が提供する記録及び情報についての共通の書式の作成
- 2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間にこの附属書に基づき発給された許可証の数及び性質を通報する。
- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区における研究その他の活動を実施し若しくは認め又はこれらの活動について資金供与を行う各締約国は、これらの活動の記録を保管するものとし、自国の管轄の下にある者がこれらの地区内において前年に実施した活動の要約を南極条約に従って行われる毎年の情報交換の中で提供する。
- 4 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、この附属書を実施するためにとった措置（すべての査察及び南極特別保護地区又は南極特別管理地区の承認された管理計画に反する活動に関してとったすべての措置を含む。）を通報する。

第十一条 緊急事態

- 1 この附属書により定められ、かつ、認められた制限は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に附する緊急事態については、適用されない。
- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十二条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第九条 1 の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に 一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1 の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。